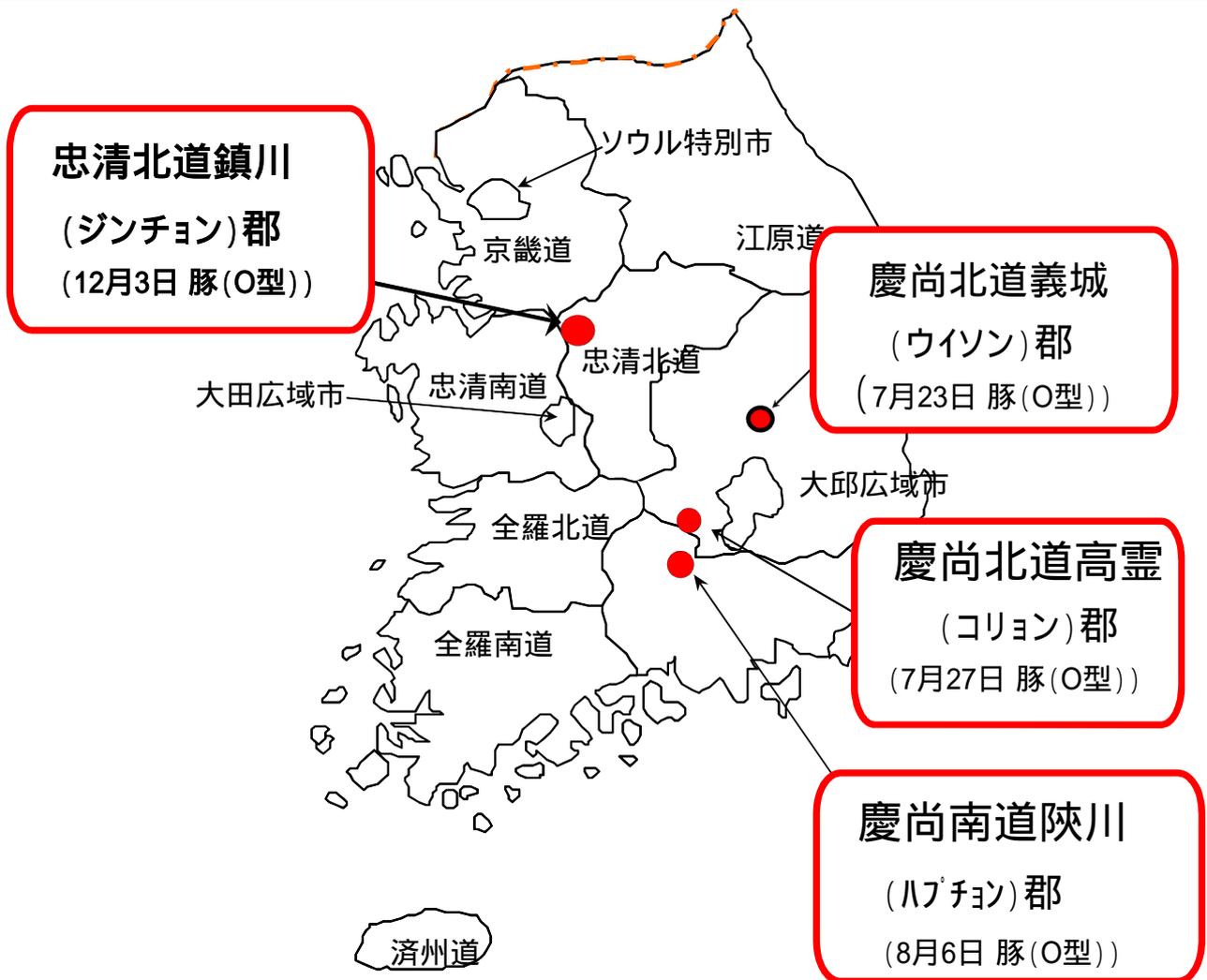


12月3日 韓国で口蹄疫が発生しました。！



2014年12月3日、忠清北道鎮川郡で新たに発生が確認(O型、豚)。日本と地理的に近く、人の往来や物流も盛んである韓国における本病の発生は、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入リスクが極めて高い状況を表していると考えられます。

畜産農家の皆様には、  
引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いします。

# 畜産農家の皆様へ

自分の農場に入る際の靴や持ち込む物、畜産関係車をはじめ、

農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)は、必ず消毒しましょう。

- ・外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- ・発生国に滞在していた人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航はできる限り控えましょう。

口蹄疫を広げないためには**早期発見がとても大切**です

飼育中の『牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし』に次の症状を確認したら、**家畜保健衛生所に届出**をしてください！

次の1～3のいずれかの症状を示していること。

1 次のすべてに該当する家畜がいる場合。

(鹿の場合は と に該当すること。)

39.0 以上の発熱。

泡状のよだれ、足をひきずっている、起立不能、

泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止。

口腔内等(口の中、唇、鼻、蹄、乳頭、乳房)に水疱等(水疱、

びらん、潰瘍、瘢痕)が出る。

2 同一の畜房内に口腔内等に水疱等がある家畜が複数いる。

3 同一の畜房内で、半数以上の哺乳畜が当日及びその前日2日間で死亡。

家畜の病気に関するお問い合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで  
電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間の連絡は・・・090-5535-8005

土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868